

# 公益財団法人小牧市スポーツ協会 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人小牧市スポーツ協会（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬及び賞与をいう。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員のうち公認会計士又は税理士資格を有する監事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬等の限度額は、年総額4,200,000円以内とし、会長が理事会の承認を得て定めるものとする。

2 非常勤役員のうち公認会計士又は税理士資格を有する監事の報酬は、日額7,700円とする。

(報酬支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 非常勤役員のうち公認会計士又は税理士資格を有する監事の報酬は、日額をもって支給するものとし、その都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤手当)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

2 通勤手当の額は、別に定める公益財団法人小牧市スポーツ協会職員給与支給規則を準用する。

(旅費)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した旅費については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 旅費の額は、別に定める公益財団法人小牧市スポーツ協会旅費規則を準用する。

(公表)

第9条 この法人は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公益財団法人小牧市体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。